

山梨県公報

第二千四百七十四号
平成二十六年
十一月二十五日
木曜日

目 次

- 山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正 七一三
- 道路の区域変更(六件) 七一四
- 道路の供用開始 七一五
- 建築基準法に基づく道路位置指定(三件) 七一六
- 一般競争入札について(二件) 七一六

告 示

山梨県告示第三百六十一号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事 横内正明

一の表七十六の項中「甲府市青葉町一一番地五二」を「甲府市蓬沢町二二三番地」に改め、同表百九の項中「韮崎市旭町上条南割三三一四番地」を「韮崎市旭町上条南割三三四八番地」に改め、同表百二十八の項中「甲府市岩窪町三七九番地」を「甲府市岩窪町六一四番地」に改め、同表百八十の項中「中巨摩郡昭和町河西七四三番地一」を「中巨摩郡昭和町河西七三八番地」に改め、同表二百五十六の項中「南都留郡忍野村内野中賀背三五七二番地」を「南都留郡忍野村中賀背三五七二番地一」を「南都留郡忍野村内野中賀背三五七二番地」に改め、同表三百三十五の項中「甲府市幸町一四番地六」を「甲府市幸町一五番地六」に改め、同表三百三十七の項中「富士吉田市下吉田一八七七番地」を「富士吉田市下吉田六丁目一一番二号」に改め、同表三百六十一の項中「公益社団法人山梨県整骨師会」を「公益社団法人山梨県柔道整復師会」に改め、同表三百八十六の項中「甲府市丸の内一丁目九番一一号」を「北杜市明野町浅尾字浅尾原五二五九番地六四四」に改め、同表に次のように加える。

四百四	四百三	四百一	四百	三百九十九	三百九十八	三百九十七	三百九十六	三百九十五	三百九十四	三百九十三
平成二十六年 十一月十二日	平成二十六年 十一月十二日	平成二十六年 十一月十二日	平成二十六年 十一月十二日	平成二十六年 十一月十二日	平成二十六年 十一月十二日	平成二十六年 十一月十二日	平成二十六年 十一月十二日	平成二十六年 十一月十二日	平成二十六年 十一月十二日	平成二十六年 十一月十二日
社会福祉法人シーア ンドシー福祉会	社会福祉法人四葉会	社会福祉法人健輝会	学校法人バンビバイ リンガル学園	公益財団法人山梨Y 湖青年会議所	公益社団法人富士五 湖青年会議所	公益財団法人山梨厚 生会	富士吉田市下吉田七丁目一七番 号	甲府市中央五丁目四番一一号	甲府市宝一丁目九番一号	甲府市宝一丁目四番一六号
甲府市蓬沢一丁目七番三五号	甲府市東下条町一〇七番地	南巨摩郡南部町南部八〇五八番 地一	中巨摩郡昭和町河東中島七四八 番地二	南アルプス市徳永一六〇五番地	山梨市落合八六〇番地	山梨市落合八六〇番地	甲府市丸の内二丁目一四番一三 号	乾徳山恵林寺山内信玄公宝物殿	甲州市塙山小屋敷二二八〇番地	甲府市宝一丁目四番一六号

四百五	平成二十六年十二月二十一日	特定非営利活動法人未来の荒川をつくる会
四百六	平成二十六年十二月二十二日	特定非営利活動法人スペースふう会

山梨県告示第三百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 白井甲州線
三 道路の区域

間			区
新	旧	旧新的別	
一〇・二一	一二・八九	敷地の幅員（メートル）	甲州市勝沼町勝沼字御所二五一一番の二地
一三・一	一二・四四	延長（メートル）	先から
	一二三・八		甲州市勝沼町勝沼字御所二五〇四番の一地
			先まで

山梨県告示第三百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く）において、この告示の日から平成二十七年一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 四一号
三 道路の区域

間			区
新	旧	旧新的別	
一二・五九	九・七九	敷地の幅員（メートル）	北都留郡丹波山村字ほつてうき一八六六番
一九・一	一二・八		の二地先から
	三三・三		北都留郡丹波山村字ほつてうき一八七二番
			地先まで

山梨県告示第三百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事　横内正明

- 一 道路の種類　県道
- 二 路線名　甲斐芦安線
- 三 道路の区域

区		間	
新	旧	旧新の別	敷地の幅員（メートル）
二二・八〇 六九・〇	一五・七 一一・八	一二・八〇 一三六・八	延長（メートル）
			延長（メートル）

山梨県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峠南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事　横内正明

- 一 道路の種類　県道
- 二 路線名　四尾連湖公園線
- 三 道路の区域

区		間	
旧	新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
八・四〇	（メートル）		
一七五・五	（メートル）		

五番の一地先から
西八代郡市川三郷町印沢字大崩官有無番地
先まで

新	二二・九
九・九〇	四二・三
四二・三	一七五・五

二二・九
九・九〇
四二・三
一七五・五

二二・九
九・九〇
四二・三
一七五・五

二二・九
九・九〇
四二・三
一七五・五

山梨県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事　横内正明

- 一 道路の種類　県道
- 二 路線名　梁川猿橋線
- 三 道路の区域

区		間	
新	旧	旧新の別	敷地の幅員（メートル）
一一・三〇 三五・五	二二・七 三五・五	三・一〇 八三五・〇	延長（メートル）
			延長（メートル）

大月市猿橋町小篠字錦田五六六番の一地先 から	大月市猿橋町藤崎字見郷二〇三九番の一地 先まで
---------------------------	----------------------------

大月市猿橋町小篠字錦田四八四番の五地先 から	大月市猿橋町藤崎字見郷二〇三八番の四地 先まで
---------------------------	----------------------------

五番の一地先から
西八代郡市川三郷町印沢字大崩官有無番地
先まで

新	二二・九
九・九〇	四二・三
四二・三	一七五・五

二二・九
九・九〇
四二・三
一七五・五

二二・九
九・九〇
四二・三
一七五・五

二二・九
九・九〇
四二・三
一七五・五

山梨県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峠東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年一月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	四一二号	甲州市塩山上萩原字萩原山西四七 八三番の一地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山西四七 八三番の一地先まで	三五〇・〇	平成二十六年十二月二十五日

山梨県告示第三百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日 平成二十六年十二月二十五日
 - 二 指定道路の位置 南アルプス市野牛島字石橋三千三十四番四、三千三十五番四
 - 三 指定道路の幅員 最大幅員六・〇一メートル、最小幅員六・〇〇メートル
 - 四 指定道路の延長 三十一・八〇メートル
- 一 指定の年月日 平成二十六年十二月二十五日
 - 二 指定道路の位置 南アルプス市百々字下引草二千百五十番四
 - 三 指定道路の幅員 最大幅員六・〇四メートル、最小幅員六・〇二メートル
 - 四 指定道路の延長 五十・九二メートル

公 告

◎ 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 1 一般競争入札に付する事項 調達をする物品等の名称及び数量

一 指定の年月日 平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事 横内正明

1 調達をする物品等の名称及び数量

山梨県告示第三百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日 平成二十六年十二月二十五日
- 二 指定道路の位置 笛吹市一宮町竹原田字奥後田千四十一番九
- 三 指定道路の幅員 最大幅員七・三〇メートル、最小幅員五・八六メートル
- 四 指定道路の延長 三一・八五メートル

公 告

山梨県告示第三百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十五日

山梨県知事 横内正明

一 指定の年月日 平成二十六年十二月二十五日

(一) 名称 多目的作業車（回転式ガードレール洗浄装置付）	2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
2 数量 一台	3 供給場所 知事が指定する場所
二 事務を担当する所属 山梨県総務部管財課	三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
1 次のいずれにも該当しない者であること。	(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
(二) 地方自治法施行令第一百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの	(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第一百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者	(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者
2 入札説明書に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確實に納入できることを証明する書類を提出した者であること。	3 納入しようとする物品に係るメンテナンスを知事の求めに応じて、山梨県内で速やかに対応できることを証明する書類を提出した者であること。
4 会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。	5 山梨県物品等競争入札参加資格者の登録を受けている者であること。
6 一般競争入札の参加資格の審査	1 申請の時期 平成二十六年十一月二十五日（木）から平成二十七年一月九日（金）

まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課
五 入札手続等
1 契約条項を示す場所等 四の3に掲げる場所
2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十七年一月九日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。
3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
4 入札及び開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十七年一月三日（火）午前十時
(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館四階四〇五会議室
5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課宛てに平成二十七年二月二日（月）午後四時までに到着するよう送付すること。
6 入札方法 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額（車両本体、付属品、法定登録費用、リサイクル料及び登録代行手数料並びに消費税及び地方消費税の額の合計額）を入札書に記載すること。
7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。
(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
8 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第一百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなく
なった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責め
を負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部管財課（電話〇五五一―11111―1111九二一）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured:

Multipurpose maintenance vehicle (Guardrail cleaning attachments lunit)

2 Date and time for tender:

10:00AM February 3, 2015

3 Bureau in charge:

Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government

1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan
TEL 055-223-1392

◎ 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、一千十二年三月三十日ジユネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十一月二十五日

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

- (一) 名称 総合的行政文書管理システム用サーバ機器等
(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十七年三月一日から平成三十一年十一月三十一日まで

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部私学文書課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させない」ととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第一条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十六年十一月二十六日（金）から平成二十七年一月二十日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部私学文書課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2	入札説明書の交付方法	この公告の日の翌日から平成二十七年一月十五日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六の8の(3)の問い合わせ先に電話連絡すること。
3	一般競争入札の参加資格の確認	入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
4	入札及び開札の日時及び場所	(一) 日時 平成二十七年二月十日（火）午後一時 (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号山梨県民会館四階四〇一会議室
5	郵送による入札書の提出先及び期限	郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県総務部私学文書課宛に平成二十七年二月九日（月）午後五時までに到着するよう送付する」と。
6	入札方法	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載する」と。
7	入札の無効	次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。 (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。 (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。 (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。 (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したもの。
8	落札者の決定方法	山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第一百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。
六	その他	
1	契約の手続において使用する言語及び通貨	(一) 言語 日本語 (二) 通貨 日本国通貨
2	入札保証金	契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免

除する。

4 違約金の有無 有
5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結する」ととなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に二の1から8までのいずれかに該当する者となつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部私学文書課（電話〇五五一二二二一一一四一〇）

※ Summary

1 Nature and amount of services required:

Computer equipment: Equipment for comprehensive administrative documentation management system 1 set

2 Date and time for tender:

2:00PM February 10, 2015

3 Bureau in charge:

Yamanashi Prefectural Government
Private Schools, Documents and Legislation Division, General Affairs Department,

1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1410

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番